

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
| <p><b>大和市民参加推進条例</b></p> <p>(市民参加の手段の対象)<br/>第6条 執行機関は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しようとするときは、市民参加の手段を行わなければならない。<br/>(1) 総合計画(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更<br/>(2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃<br/>(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更<br/>(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃<br/>(5) 市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更</p> | <p><b>石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例</b></p> <p>第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行うおとるときは、あらかじめ市民参加手段を行わなければならない。<b>1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃(第4号にあっては、制定又は改正)、</b>ただし、常に市民参加手段を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。<br/>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の税率並びにそれらの減免等について定める規定<br/>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定<br/>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定<br/>(4) 公の施設の利用方法について定める規定<br/>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>  | <p><b>旭川市市民参加推進条例</b></p> <p>(市民参加の対象)<br/>第6条 市の機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。<br/>(1) 市の基本構想、基本計画<b>その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</b><br/>(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする<b>条例の制定又は改廃</b><br/>(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃<br/>(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更</p> | <p><b>久喜市市民参加条例</b></p> <p>(市民参加の対象)<br/>第5条 市の機関は、次に掲げる施策(以下「対象施策」という。)を実施しようとするときは、市民参加を求めなければならない。<br/>(1) 市の基本構想、基本計画<b>その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更</b><br/>(2) 市政に関する基本方針を定める<b>条例の制定、改正又は廃止</b><br/>(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする<b>条例の制定、改正又は廃止</b><br/>(4) 市民の生活に重大な影響を及ぼす<b>条例の制定、改正又は廃止</b><br/>(5) 公共の用に供される大規模な市の施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更</p>  |
|  | <p><b>2 市の計画(人事、財政及びもつぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)</b>又は廃止<br/><b>3 公の施設のの新設、改良及び廃止の決定並びに設計の概要の決定、</b>ただし、常に市民参加手段を行うことが困難又は不適当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。<br/><b>4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃</b><br/><b>5 次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</b><br/>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となる法人<br/>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人<br/><b>6 市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権限により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</b><br/><b>7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手段を行う必要があると認められる行政活動</b></p> | <p>2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。<br/>(1) 定型的又は経常的に行うもの<br/>(2) 軽易なもの<br/>(3) 緊急に行わなければならないもの<br/>(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの<br/>(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの<br/>(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの</p>  | <p>2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、対象施策のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加を求めないものとする。<br/>(1) 軽易と認められるもの<br/>(2) 緊急に実施しなければならないもの<br/>(3) 法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの<br/>(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの<br/>(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p>   |
| <p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<b>市民参加の手段を行わないことができる。</b><br/>(1) 軽微なもの<br/>(2) 緊急に行わなければならないもの<br/>(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの</p>   | <p>2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手段を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。<br/>(1) 市民参加手段を行うことができなかった行政活動の内容<br/>(2) 市民参加手段を行うことができなかった理由<br/>(3) 市民参加手段を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由</p>   | <p>2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。<br/>(1) 定型的又は経常的に行うもの<br/>(2) 軽易なもの<br/>(3) 緊急に行わなければならないもの<br/>(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの<br/>(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの<br/>(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの</p>  | <p>2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、対象施策のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加を求めないものとする。<br/>(1) 軽易と認められるもの<br/>(2) 緊急に実施しなければならないもの<br/>(3) 法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの<br/>(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの<br/>(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p>   |
|  |   | <p>3 市の機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)以下「市税等に関するもの」という。)は、市民参加を求めないことができる。</p>  |  |
| <p>(市民参加の手段の方法等)<br/>第7条 執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手段を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない。<br/>(1) 審議会等の設置<br/>(2) 意向調査の実施<br/>(3) 意見交換会等(意見交換会、公聴会等を含む。以下同じ。)の開催<br/>(4) 意見公募手段の実施<br/>2 執行機関は、対象事項のうち、特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、前項各号に掲げる方法のうちから、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手段をそれぞれ適切な時期に行わなければならない。</p>   | <p>(市民参加の手段の内容及び時期)<br/>第6条 市民参加手段は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその内容に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。<br/>2 市民参加手段は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。<br/>3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手段の内容及び時期を定める上での考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。<br/>4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。</p>  | <p>(市民参加の方法)<br/>第8条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めなければならない。<br/>2 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得よう努めなければならない。<br/>3 市の機関は、高度な専門性を有する施策にあっては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、地域性を有する施策にあっては当該施策の対象となる市民の参加を得よう努めなければならない。</p>   | <p>(市民参加の方法)<br/>第6条 市の機関は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加を求めるときは、次に掲げる市民参加の方法のうち1以上の方法によらなければならない。<br/>(1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもので、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものをいう。以下同じ。)への付議<br/>(2) 市民意見提出制度(市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。)の実施<br/>(3) 市民説明会(市の機関が施策の趣旨、目的、内容等に対しての説明を行い、これに対して市民と市の機関及び市民同士の意見交換を目的とする集まりをいう。以下同じ。)の開催</p> |
|  |   |   | <p>(4) ワークショップ(市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいう。以下同じ。)の実施<br/>(5) 市民政策提案制度(市の機関が市民に政策の提案を求め、提案された内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。)の実施<br/>(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法<br/>2 市の機関は、前項の規定により市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加による市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、これを実施しなければならない。</p>  |

| 苫小牧市市民参加条例  | 下川町自治基本条例  | 八雲町自治基本条例提言   |
|---|--|---|
| <p>(市民参加手続の対象となる事項)<br/> 第5条 市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。<br/> (1) <b>基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止</b><br/> (2) 次のいずれかの事項を含む<b>条例の制定又は改廃</b><br/> ア 市政の基本的な事項<br/> イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する事項(使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。)<br/> ウ 公の施設の使用許可の基準その他の利用方法に関する事項<br/> (3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更<br/> (4) 市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して規則で定めるものの建築等に係る計画の策定又は変更</p>  | <p>(町民参加の推進)<br/> 第8条 町は、次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映します。<br/> (1) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき。<br/> (2) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。<br/> (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。<br/> (4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。<br/> (5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき。<br/> 2前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、町政運営に反映するよう努めます。</p> | <p>2 町民参加の推進<br/> (1) 行政は、次の事項を実施する場合は、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。<br/> ① 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき<br/> ② 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき<br/> ③ 広く町民が利用する公の施設の利用方法及び管理運営方法の決定をするとき<br/> ④ 公の施設を新設し、改良し、又は廃止するとき<br/> ⑤ 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を行うとき<br/> ⑥ 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき<br/> ⑦ 前記各項のほか、町民参加が有効と思われる事業の選択及び実施を決定するとき<br/> (2) 法令の規定によるものや緊急その他やむを得ない理由があるときは、町民参加を行わないことができます。</p> |
| <p>(5) 法令等(法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。))又は条例をいう。以下同じ。)<br/> (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等</p>   |  |   |
| <p>(適用除外)<br/> 第6条 市は、立案等をしようとする政策が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、この条例の規定による<b>市民参加手続を行わない</b>。<br/> (1) 公益上、緊急に当該政策の立案等をする必要があるため、市民参加手続を行うことが困難であるとき。<br/> (2) 市の他の機関が市民参加手続を行って立案等をした政策と実質的に同一の政策の立案等をするとき。<br/> (3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理その他の軽微な事項であるとき。<br/> (4) 市の組織、職員勤務条件その他の市の内部の管理に関する事項であるとき。<br/> (5) 法令等の規定により当該政策に係る実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うものであるとき。</p>   |  |   |
| <p>2 市は、前項の規定により<b>市民参加手続を行わなかった</b>ときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。<br/> (1) 市民参加手続を行わないこととした政策の内容<br/> (2) 市民参加手続を行わない理由</p>   |  |   |
| <p>(市民参加手続の実施)<br/> 第4条 市は、次条に規定する政策の立案等をしようとするときは、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続を行うものとする。<br/> 2 政策形成手続とは、市民意見提出手続に先立ち、立案等をしようとする政策の性質に応じて、<b>次の各号に掲げる方法のいずれか</b>(市民生活への影響その他の事情を勘案して特に重要と認められる政策の立案等については、<b>複数</b>)を行うことにより、当該政策に対する市民の意見を求める市民参加手続をいう。<br/> (1) <b>審議会等</b>(審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体をいう。以下同じ。)を開催する方法<br/> (2) <b>市民会議</b>(当該政策についての調査及び検討を行うため、市民が自主的に運営する会議をいう。以下同じ。)を設置し、その調査及び検討の結果について報告を受ける方法<br/> (3) <b>公聴会</b>を開催する方法</p> | <p>(町民参加の方法と時期)<br/> 第9条 町は、次に掲げる方法を活用して、適切な時期に町民参加を推進します。<br/> (1) <b>審議会等</b>(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので町が定めるもの)<br/> (2) <b>意見交換会</b><br/> (3) <b>アンケート</b><br/> (4) <b>パブリックコメント手続</b>(意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度)<br/> (5) <b>その他適切な方法</b><br/> 2 前項各号の方法に関し必要な事項は、別に定めます。</p>                            | <p>3 町民参加の方法及び時期<br/> (1) 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる<b>一つ以上の方法</b>を活用して、行政活動に町民の意思を反映させるために必要かつ適切な時期に、町民参加を行うものとします。<br/> ① <b>審議会等</b>への委員としての参加<br/> ② <b>意見交換会等</b>への参加<br/> ③ <b>町民意見の公募</b>(パブリックコメント)への意見表明<br/> ④ <b>アンケート調査等</b>への意見表明<br/> ⑤ <b>その他適切な方法</b><br/> (2) 前項に関して必要な事項は、別に定めます。</p>  |
| <p>(4) <b>意見交換会、説明会</b>その他<b>市民意見提出手続</b>に先立ち<b>市民の意見を求める方法</b>として適切であると認められる方法<br/> 3 <b>市民意見提出手続</b>とは、当該政策及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、提出方法及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて行う市民参加手続をいう。</p>  |  |   |